

海水浴場等の設置許可に関する審査基準の一部改正について

1 趣旨

横浜市では、海水浴場等の設置許可の審査にあたり審査基準を定めています。

このたび、神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則の一部を改正する規則により、神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）が改正され、地位の承継の届出における添付資料及び規則で定める構造設備の基準等の所要の改正が行われました。これを受けて、海水浴場等の設置許可に関する審査基準について、一部改正を行いました。

2 改正概要

- (1) 規則改正に伴い、構造設備の基準について改正された内容を反映しました
- (2) その他文言修正を行いました

3 意見公募手続き

条例等の改正に伴い当然必要とされる変更のため、横浜市規則等に係る意見公募手続き実施要綱第5条第4項第8号に該当し、意見公募手続きは行いませんでした。

4 施行日

令和6年3月31日